

# 組合員等研修会のお知らせ

主催：東京税理士協同組合 協賛：日税ビジネスサービス

会則研修  
3時間

## 相続専門の税理士が知っておくべきこと

講師 公認会計士・税理士 深代 勝美 氏

主な内容

- 1, 土地評価で見過された、間違い易い評価事例
- 2, 家族信託の利用法と契約書の作成
- 3, 遺産分割協議の助言ミスと損害賠償
- 4, 相続財産の申告漏れは何故 起きるのか



講師

税理士法人深代会計事務所 代表社員  
(株) アンテックス代表取締役社長、経営コンサルタント。  
昭和26年生まれ。昭和49年東洋大学経営学部卒業。  
同年 公認会計士第2次試験合格。昭和49～53年デロイト・ハスキンス&セルズ会計事務所(現: Deloitte Touche Tohmatsu)勤務。  
昭和53年～60年税務・コンサルタント従事。昭和60年深代会計事務所開所。平成14年税理士法人深代会計事務所法人化。  
●顧問先 法人650社。個人2,000名。  
●公職 日本公認会計士協会東京会顧問。日本公認会計士協会資産課税部会 元・部会長。独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継税制検討委員。

講師より

1について…土地の評価を机上で教科書的に行うことや、現地の確認を疎かにして、納税者が不利な取扱いをされる事例が増えています。例えば、①特定路線価の申請が不利な場合②駐車場での貸家建付地評価の適用③小規模宅地の特例と区分所有登記④賃貸の土地と建物の所有者の持ち分が違う場合の評価などを取り上げ、土地評価で難しく誤りのある事例を紹介します。

2について…家族信託が話題になり、相続の事前対策で質問をうけることが多くなりました。そこで、具体的な利用例と契約書に基づき、税理士として必要な知識を説明します。

3について…遺産分割協議の基礎となる基準は時価ですが、相続税の計算は相続税評価額です。①時価と評価の違いを踏まえてのアドバイス、②遺言書での小規模宅地の取得者記載義務と取得者決定方法、③未分割期間の家賃収入の帰属先、など。また、損害賠償を防ぐためなどで書面添付の作成が相続税申告で増えていますので、相続人とのトラブルを防ぐための効果を説明したいと思います。

4について…相続財産の申告漏れのうち半分が現金預金と有価証券などの金融資産ですが、意図的に隠したのであれば、当然ですが、むしろ税務の知識が無く追徴課税されている事例が多くみられます。生前贈与、家族名義預金、相続開始直前引出しなどの考えなどの知識があれば、申告漏れが防げます。

《 日時 》 平成29年 5月 10日(水) 午後1時30分～4時30分 ※受付開始 午後1時

《 場所 》 新宿エルタワー 30階 B室  
新宿区西新宿1-6-1 (新宿駅西口徒歩10分) ※地図は、「受講票」と共にお送りいたします。

《 受講料 》 10,000円(税込) ※事前に指定口座にお振込みいただきます

《 定員 》 100名 ※ご入金確認後、研修2週間前から「受講票」を郵送いたします。

《 申込み方法 》 1.FAXまたは下記ホームページよりお申込みください。2.申込みを受付後、一週間以内に仮受付確認書をFAXいたしますので、その書面に従い、指定口座に受講料をお振込ください。定員に達している場合は、その旨お知らせいたします。特別優待券をご利用される場合は振込金額が異なりますので、申込み時に利用される旨を下記に明記してください。3.入金確認後、「受講票」を開催日約2週間前から順次郵送いたします。

《 ご注意 》 ●東京税理士協同組合の組合員及び準会員の皆様は受講料に「特別優待券」を充当できますので、ご利用される際は申込み時に必ず明記してください。利用する旨のお申込みをいただけない方が当日ご持参いただいても充当できません。●優待券を利用される方は**研修会当日に必ずご持参ください**。ご持参されない場合は充当できませんのでご注意ください。(その際は差額を現金にてお支払いいただきます) ●新規加入優待券はご利用いただけません。●研修カードを持参してください。●受講料入金後、キャンセルされる場合は5月2日までにご連絡いただければ、手数料差し引きの上ご返金致します。以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんのでご了承ください。

●お申込方法: 下記申込書をFAXしてください ⇒ FAX:03-3340-2514

5/10 ○ホームページからのお申込 ⇒ <https://www.nichizei.com/170510.html>

□お名前	□税理士番号	□支所
	□TEL	□FAX
□ご住所 〒	□Eメール	※日本FP協会 継続研修(3単位)
	□FP資格 ※該当に○を	

※東京税理士協同組合に所属の方は、「特別優待券」利用の有無と種類について、下記のいずれかに必ず「○」をつけて、利用枚数を記入して下さい。

組合員特別優待券(4,000円割引)を利用する(枚数→\_\_枚) ・ 準会員特別優待券(3,000円割引)を利用する(枚数→\_\_枚) ・ 優待券は利用しない

〈個人情報のお取り扱いについて〉

●上記申込書に記載された個人情報(お名前、住所、電話番号、FAX番号等)は、『日税グループ4社(株)日税ビジネスサービス・(株)日税不動産情報センター・(株)共栄会保険代行・(株)日税サービス』の「商品」や「サービス情報」のご案内に使用するほか、本セミナーのご出欠に関するお問い合わせ対応においてのみ東京税理士協同組合と共同利用致します。●日税グループからのご案内が不要な場合、または、個人情報に関わるお問い合わせや 訂正につきましては、お手数をおかけ致しますが、下記お問い合わせ先までご連絡下さいませようお願い致します。当社の「個人情報のお取り扱いについて」の詳細は右記ホームページにてご覧頂けます。 <https://www.nichizei.com/policy/> 個人情報に関するお問い合わせ先:(株)日税ビジネスサービス 総務部 部長 03-3340-6169